

# 小学校教員検定に関する基礎的研究

——宮城県を事例として——

\*笠 間 賢 二

## The Study on Official Certification of an Elementary School Teacher before World War II

KASAMA Kenji

**Key words :** 小学校（初等）教育 : Elementary school education

小学校教員 : Elementary school teacher

教員養成 : Teacher training

教員検定 : Educational certification

はじめに

I. 小学校教員検定の位置

II. 小学校教員検定の実施過程

III. 教員養成講習会の役割

結語

はじめに

戦前日本における小学校教員の最たる供給源が師範学校であったことはよく知られている。また、その師範学校卒業者（以下、師範卒ないし師範卒者と略記）の小学校教員免許状取得者全体に占める単年度あたりの割合が、1930年代に至ってもなお3割代を占めるに過ぎなかつた事実も知られている。にもかかわらず、残りの6～7割がどのようにして小学校教員免許状を取得していくのかについて、これまで十分に明らかにされてきたとはいひ難い。このため、その実3割強に過ぎない部分に焦点をあてた師範教育史研究の成果をもってあたかも教員養成の全体であるかのようにと

らえてしまつたり、逆に7割弱の部分についての検討吟味を踏まえることなく小学校教員の力量や性行を総括してその責めを師範学校の教育（以下、師範教育と略記）に帰してしまうということが、少なからずあつたように思われる。こうした現状は当然に克服されなければならない。本稿は、この師範卒以外の教員免許状取得方法に光をあて、その実態解明をめざそうとする研究の一環に位置づくものである。

師範卒以外の免許状取得方法とは、いうまでもなく、小学校教員検定によるそれをさしている。この小学校教員検定は、大雑把にいえば、第一次小学校令（1886・明治19年）で「学力検定試験」として制度化され、第二次小学校令（1890・明治23年）ではそれが「甲種」（認定）と「乙種」（試験）に分けられ、1900（明治33）年の第三次小学校令以降は「無試験検定」と「試験検定」から構成されることになる<sup>1</sup>。このうち、甲種検定（無試験検定）とは、「甲種検定即チ学力試験ニ依ラス单ニ從來ノ資格等ニ依リテ認定スルモノ」「学力ヲ試験セス便宜検定シテ免許状ヲ與フル」<sup>2</sup>方法だ

\* 学校教育講座

1 これ以前にも、「小学校教員免許状授与方心得」（文部省達第六号、1881年1月31日）によって、師範学校卒業証書を持たない教員志望者に教員免許状を授与する方法があった。

2 「文部省令第十九号小学校教員検定等ニ関スル規則 説明」〔『団教育制度発達史』第三巻、806頁。〕

とされた。

この小学校教員検定については、近年、徐々に研究成果が蓄積されるようになってきた。これまでの研究成果を通覧すれば、牧昌見<sup>3</sup>、横須賀薰<sup>4</sup>、佐藤秀夫<sup>5</sup>、山田昇<sup>6</sup>、林三平<sup>7</sup>、篠田弘<sup>8</sup>、佐竹道盛<sup>9</sup>、梶山雅史<sup>10</sup>によって言及され、また分析が試みられてきた。府県教育史では『長野県教育史』<sup>11</sup>や『岐阜県教育史』<sup>12</sup>が詳細な記述を行っている。さらには、野村新を研究代表者とする大分県を事例とした共同研究の成果も報告されている<sup>13</sup>。このうち、比較的詳細に研究を進めている佐竹道盛、梶山雅史、そして『長野県教育史』（上條宏之の執筆部分）、『岐阜県教育史』（梶山雅史の執筆部分）に触れておきたい。佐竹の研究は、「学力検定試験」の実施状況とそこから抽出される教師像を明らかにしようとした研究であり、いくつかの県の検定試験規則と試験問題が分析されている。その意味では、

「学力検定試験」の実施内容にまで踏み込んだ最初の研究といってよいが、標題のとおり、対象が第一次小学校令の時期に止まっている。『長野県教育史』は、同県における教員検定制度を丁寧に記述し、実施状況の一部にも言及している。道府県での教員検定の詳細を知るには最適のものであるが、制度的仕組みの記述に重きが置かれ、教員検定の実施内容（たとえば、試験検定の内実）にまでは踏み込んでいない。梶山の研究（研究成果①）は、教育会の事業のひとつに教員養成事業があったことを指摘し、それを「変則的小学校教員養成」として解明しようとした、この分野における先駆的研究成果である。研究成果②ではつぎのように述べられている。「変則的教員補充がどのように推進されたのか、その具体的プロセスへの研究、とくに府

県教育会さらには郡部の教育会が担った役割への本格的な分析はいまだきわめて乏しい」「各教育会の教員養成事業に本格的な照明をあてるべきである」と、『岐阜県教育史』の梶山執筆部分は、対象が明治前期にとどまっているが、こうした課題意識による具体的な研究成果といえる。梶山は展望としてつぎのようにも述べている。「さらには大きく重い研究テーマとして、（中略）試験検定によって教員となった圧倒的多数の教員層（中略）の質が、日本の教員社会の形成にとってどのような作用をもたらしたのか、本格的な研究に取り組むべきと考える」。

本稿では、こうした先行研究の成果に学びながら、無試験・試験の両者を含めた教員検定全体をとりあげ、その制度と実施過程、さらには実施内容の実際に可能な限り迫ってみたい。そうすることによって、師範教育には尽きない、「もう一つの教員養成」（梶山）の実像を解明する手がかりを得たいと考える。

なお、あらかじめ、つぎの3点をお断りしておきたい。教員検定は、文部省からのさまざま法的・行政的規制のもとに、道府県単位で実施されていた。したがって、その実態解明をめざそとすれば道府県レベルにまで深く入り込んでいかなければならない。このことが、これまで解明を遅らせてきた原因のひとつでもあるが、本稿では、事例として宮城県を対象として検討することにする。また、対象とする時期は1900年～1920年代までとする。この時期は小学校教員検定の制度がすでに確立した時期であり、したがって、確立した制度がどのように運用されていたのかを明らかにすることになる。試験検定の詳細な実施過程では1920

（大正9）年度をとりあげるが、それは、資料の「非

3 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、1971年。

4 「教員および教員団体」の項〔日本近代教育史事典編集委員会『日本近代教育史事典』平凡社、1971年〕。

5 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第四巻（第四編第四章），1974年。

6 『同上書』（第五編第四章）。

7 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第五巻（第六編第四章），1974年。

8 『同上書』（第七編第四章）。

9 ①佐竹道盛「森文政期における小学校教員学力検定試験の実態」〔北海道教育大学紀要（第一部C）39-1, 1988年〕、②同「森文政期における小学簡易科教員検定の実態」〔北海道教育大学函館人文学会『人文論究』43-6, 1990年〕、③同「第一次小学校令下の小学校学力検定試験の内容と教師像」〔北海道教育大学紀要（第一部C）41-2, 1991年〕。

10 ①梶山雅史「京都府会の教員養成事業」〔本山幸彦編『京都府会と教育政策』日本図書センター、1990年〕、②同「変則的小学校教員養成ルート—教育会の教員養成事業—」〔日本教育史研究会・サマーセミナー（2003年7月30日）での配付資料〕、③同「もう一つの教員養成システム—地方教育会教員講習会が投げかけるもの—」〔日本教育史研究会「日本教育史往来」No.146（2003年10月）〕。

11 長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第二巻（第三章第五節），1981年。『同上書』第三巻（第四章第五節、第五章第五節），1983年。

12 岐阜県教育委員会『岐阜県教育史』通史編近代一（第二部第四章、第三部第四章），2003年。

13 野村新ほか『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究—戦前日本における地方的実例の解明—』溪水社、2001年。

公開」<sup>14</sup>という制約がこの年度については解除されているという実際的事情によるものである。さらには、教員検定はすべての教員免許種別を対象に実施されていた。教員検定が免許状の上進のために活用されたことは本論でも明らかにするが、本稿ではとくに本科正教員免許状に焦点づけて検討することにする。ともかく、何よりも、事実を丹念に追いかけることにしたい。その意味でも本稿は「基礎的」研究である。

## I. 小学校教員検定の位置

### 1. 小学校教員免許状の取得人員

小学校教員養成において、小学校教員検定（以下、教員検定と略記）はどのような位置を占め、どのような役割を果たしていたのか。このことに迫るために前提作業として、まず、小学校教員免許状の取得人員に注目する。すなわち、免許状取得状況を結果の側から数量的に押さえることによって、その概略をとらえてみることにしたい。

免許種別を無視して、全体の取得者数を単純に師範卒・無試験検定・試験検定に三分してみたのが表1である。それを、正教員について小学校本科正教員と尋常小学校本科正教員についてみたのが表2および表3である<sup>15</sup>。それぞれの表の細かい年次変化の読み取りは省略して、ここでは大きい特徴だけを2点指摘しておきたい。

第一は、免許状取得者全体に占める師範卒者の割合は、单年度あたり2ないし4割程度、概していえば3割程度に過ぎず、その他は、教員検定による免許状取得者であったことである。いいかえれば、教員検定による免許状取得者の割合がきわめて高かったということであり、高い場合には9割をこえ、低い場合でも6割弱を占めていた（表1）。このことは、小学校教員養成における非師範学校系統、つまり組織的・系統的な師範教育によらない免許状取得方法の占める位置がきわめて高かったことを示している。

第二は、これを免許種別ごとにみると、「小・本・正」では、師範卒者が圧倒的多数を占めていたものの、

無試験検定による取得者もいたこと、その人数はとくに大正末年から多くなる傾向がみられること（表2）、「尋・本・正」では、師範卒者はほとんどみられず、教員検定による取得者で占められていたこと、無試験検定と試験検定では試験検定による取得者がやや多いこと（表3）、以上のことが指摘できる。つまりは、「小・本・正」以外は、ほぼ、教員検定による免許状取得者であったということが指摘できる。戦前日本の小学校教員の免許種別構成は、1900（明治33）年時点でもみると、5種から成り立っていたが、師範卒の「小・本・正」以外は、無試験検定あるいは試験検定によって免許状を取得した者であったということになる。このことは、正教員の慢性的不足が恒常化していたという事実（後述）と重ね合わせてみると、免許状の取得のみならずその上進が、行政側にとっても当の教員たちにとっても、大きな課題であったことを窺せるものである。

### 2. 正教員不足とその補充策

それではなぜ、教員検定がこれほどまでに高い比率を占めていたのか。いうまでもなくそれは、小学校における正教員の慢性的不足という、戦前日本の教育社会が恒常に抱えていた事態があったからである。教員検定は、この事態の打開を担うべく運用されていたといえるのである。このことは、教員検定の実施過程を検討する前提としても押さえておかなければならない。

正教員の慢性的不足という事態はすでに常識的理解となっているが、とくに宮城県の場合についてみておきたい。表4に示したのは、年度ごとの正教員数を学級数で除して得た教員配置における正教員の充足率とも呼ぶべき数値である。充足率は徐々に上昇し、大正末期には8割近くにまで達するが、明治期は6割代にとどまっていたことを知ることができる。単純に考えれば、「小学校ノ教科ヲ教授」する本科正教員が配置された学級は6割代にとどまっており、それ以外は「本科正教員ヲ補助」することを職務とした准教員（小学校令第39条）や無資格の代用教員が配置されていた

14 試験検定の実施過程を明らかにしようとする際、資料として地方行政文書を活用することが一つの方法である。しかし、その関係簿冊は、個人情報を含むために、「非公開」「一部非公開」扱いとなっている場合が多い。

15 以下、小学校教員の免許種別による名称にはつぎのような略称を用いる。小学校本科正教員（小・本・正）、尋常小学校本科正教員（尋・本・正）、小学校本科准教員（小・准）、尋常小学校准教員（尋・准）。

ことになる。このことが、とりわけ正教員の補充を緊急の課題としていたのである。『宮城県統計書』の教員の需要と供給に関する記述を経年的にみていくと、正教員不足に対処するさまざまな補充策が試みられていたことが判る。

本科正教員数千四百五十人ニシテ前年ニ比スレハ三十六人ヲ増シタリ然レトモ之ヲ管内学級数二千三百六十一学級（補習ヲ除ク）ニ配当スルトキハ尚九百五十一人ヲ不足ス故ニ准教員及代用教員ヲ以テ暫ク之ヲ補充セリ（中略）教員ノ欠乏益甚シキハ前記記述ノ如シ故ニ師範学校ニ於テ生徒定員ニ関スル勅令発布以来簡易科ヲ置キテ從前ヨリ倍数以上ノ生徒ヲ養成シ更ニ昨年ヨリ本科（女子）一学級ヲ増設シタリ一方ニ於テハ其補充ノ策トシテ同校内ニ夏期講習会ヲ開キ管内准教員ヲ招集シテ尋常本科正教員ヲ養成シ又小学校教員試験検定ノ回数ヲ増シテ専ラ其増員ヲ計リツヽアリ（中略）私立宮城教育会ニ於テハ同会ノ事業トシテ小学校教員夏期講習会ヲ二箇所ニ開設セリ（中略）教員ヲ近時適當ノ方面ニ誘導シテ之レカ発達ヲ計ルト同時ニ一面試験検定出願者ノ準備ニ資セリ又都市ニ於テハ准教員養成ノ目的ヲ以テ夏期講習会及豫習会ヲ開設シ教員ノ補充ヲ図レルモノ多ク其講習期間ニ箇月以上ノモノニ対シテハ臨時試験検定ヲ施行シタリ（1902・明治35年度）<sup>16</sup>

之レカ供給ニ関シテハ師範学校卒業者ノ外ニ回ノ試験検定ヲ施行シ又高等女学校卒業者ノ教員ヲ志望スル者漸次多キヲ加フル傾向ナルニ依リ全校補習科生徒ニシテ其ノ志望者ニ実地授業法ノ練習ヲナサシメ以テ教員トシテ実地ニ必要ナル知識技能ヲ養成シ無試験検定ニ依リ尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ與ヘ以テ之ヲ補充スルノ途ヲ開キ（中略）然レトモ是等検定ニ依リ小学校本科正教員ノ資格ヲ得ルモノハ頗ル少ナク且ツ近來小学校教員ニシテ他ノ官庁又北海道及其他ノ府県へ転スルモノアルヲ以テ之力補充モ亦主トシテ師範学校生徒ノ養成ニ俟タサル可

カラサルヲ認ム（1906・明治39年度）<sup>17</sup>

之レカ供給ニ關シテハ師範学校卒業者ノ他三回ノ検定試験合格者及中学校、高等女学校卒業者ノ無試験検定合格者ヲ以テ補充ノ途ヲ講セリ（1908・明治41年度）<sup>18</sup>

正教員の慢性的不足という事態に対して、師範学校（本科）による教員養成には尽きない、さまざまな方法による補充策がとられていたことが記されている。そこからは、簡易科設置ないしは夏期講習会開催による「尋・本・正」養成という師範学校による補充策と並んで、教員検定による補充策が大きな位置を占めていたことを知ることができる。高等女学校補習科を経ての教員補充、県郡教育会の講習会開催による教員補充、さらには上記の師範学校夏期講習会による教員補充、これらは教員検定による免許状取得という教員補充策であった。しかしそれでもなお、有資格最上位に位置した「小学校本科正教員ノ資格ヲ得ルモノハ頗ル少ナク」という事態が報告されていたのである。まさしく、教員検定は、こうした正教員の慢性的不足という事態に焦点づけられ、それを打開する有力な方策として運用されていたといふことができる。

以上のこと踏まえて、つぎに、いくつかの免許種別を対象にして、無試験検定・試験検定それぞれがどのように実施され、運用されていたのかを検討してみたい。

## II. 小学校教員検定の実施過程

### 1. 無試験検定

無試験検定については、小学校令施行規則（第107条）によって、その該当者が規定されていた。1919（大正8）年3月改正時の施行規則でみると、該当者は6種類に分けられていた。この6種類に沿ってそれぞれの合格者数を明らかにすること、またその合格者の前歴を明らかにすることは、資料的にも困難を極め、現段階では難しい。つまり、無試験検定の合格者数全体を免許種別ごとに明らかにすることはできても、該当者それぞれがどのような資格と修学歴をもつ者であった

16 『明治35年 宮城県統計書 第一巻』 6 頁。

17 『明治39年 宮城県統計書 第一巻』 6～7 頁。

18 『明治41年 宮城県統計書 第一巻』 4 頁。

小学校教員検定に関する基礎的研究－宮城県を事例として－

〈表1〉 小学校教員検定合格者数（全体/宮城県）

	師範卒		無試験		試験		合計
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	
1895	30	4.5%	499	74.1%	144	21.4%	673
1896	19	4.1%	213	45.9%	232	50.0%	464
1897	36	7.7%	136	29.2%	293	63.0%	465
1898	35	9.6%	107	29.3%	223	61.1%	365
1899	16	3.4%	59	12.4%	400	84.2%	475
1900	108	16.7%	101	15.7%	436	67.6%	645
1901	66	10.0%	126	19.0%	471	71.0%	663
1902	123	22.4%	121	22.0%	305	55.6%	549
1903	118	30.3%	103	26.4%	169	43.3%	390
1904	44	21.8%	101	50.0%	57	28.2%	202
1905	68	42.8%	80	50.3%	11	6.9%	159
1906	81	30.8%	84	31.9%	98	37.3%	263
1907	33	19.6%	75	44.6%	60	35.7%	168
1908	51	19.4%	107	40.7%	105	39.9%	263
1909	142	34.8%	140	34.3%	126	30.9%	408
1910	122	29.5%	155	37.4%	137	33.1%	414
1911	127	31.4%	142	35.1%	136	33.6%	405
1912	118	31.0%	151	39.6%	112	29.4%	381
1913	145	34.4%	82	19.4%	195	46.2%	422
1914	128	35.7%	89	24.8%	142	39.6%	359
1915	114	32.0%	126	35.4%	116	32.6%	356
1916	149	44.9%	56	16.9%	127	38.3%	332
1917	165	45.0%	55	15.0%	147	40.1%	367
1918	136	28.8%	130	27.5%	206	43.6%	472
1919	110	29.2%	91	24.1%	176	46.7%	377
1920	121	37.3%	85	26.2%	118	36.4%	324
1921	138	33.1%	101	24.2%	178	42.7%	417
1922	154	30.5%	154	30.5%	197	39.0%	505
1923	139	28.5%	157	32.2%	191	39.2%	487
1924	174	32.9%	185	35.0%	170	32.1%	529
1925	244	34.2%	336	47.1%	134	18.8%	714
1926	244	37.4%	334	51.1%	75	11.5%	653
1927	232	33.2%	351	50.3%	115	16.5%	698
1928	257	29.6%	493	56.9%	117	13.5%	867
1929	234	30.6%	408	53.3%	123	16.1%	765
1930	226	26.2%	564	65.4%	73	8.5%	863
1931	105	13.0%	630	78.2%	71	8.8%	806
1932	205	23.2%	567	64.1%	112	12.7%	884
1933	182	20.5%	614	69.2%	91	10.3%	887
1934	146	21.7%	439	65.2%	88	13.1%	673
1935	151	13.4%	778	69.0%	198	17.6%	1127
1936	143	45.1%	78	24.6%	96	30.3%	317
1937	137	27.1%	234	46.2%	135	26.7%	506
1938	129	21.3%	329	54.4%	147	24.3%	605
1939	164	10.7%	871	56.9%	495	32.4%	1530
1940	195	16.6%	698	59.5%	281	23.9%	1174

注1：『文部省年報』より作成。

注2：1899年までは、無試験検定は甲種検定、試験検定は乙種検定。

注3：師範卒の数値は、1899年までは甲種検定の合格者数を示し、1900年以降は免許状授与人員を示す。

注4：無試験・試験の数値には専科教員の合格者数を含む。

〈表2〉 小学校教員検定合格者数（小・本・正/宮城県）

	師範卒		無試験		試験		人員計
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	
1895	29	32.6%	58	65.2%	2	2.2%	89
1896	19	22.4%	65	76.5%	1	1.2%	85
1897	36	45.6%	41	51.9%	2	2.5%	79
1898	35	63.6%	18	32.7%	2	3.6%	55
1899	16	57.1%	10	35.7%	2	7.1%	28
1900	36	75.0%	11	22.9%	1	2.1%	48
1901	27	62.8%	12	27.9%	4	9.3%	43
1902	49	52.7%	41	44.1%	3	3.2%	93
1903	48	63.2%	25	32.9%	3	3.9%	76
1904	44	73.3%	16	26.7%	0	0%	60
1905	68	87.2%	10	12.8%	0	0%	78
1906	81	86.2%	9	9.6%	4	4.3%	94
1907	33	70.2%	8	17.0%	6	12.8%	47
1908	51	75.0%	11	16.2%	6	8.8%	68
1909	142	88.8%	15	9.4%	3	1.9%	160
1910	122	88.4%	13	9.4%	3	2.2%	138
1911	127	86.4%	12	8.2%	8	5.4%	147
1912	118	79.7%	26	17.6%	4	2.7%	148
1913	145	91.2%	12	7.5%	2	1.3%	159
1914	128	94.1%	7	5.1%	1	0.7%	136
1915	114	83.2%	22	16.1%	1	0.7%	137
1916	149	94.3%	6	3.8%	3	1.9%	158
1917	165	96.5%	2	1.2%	4	2.3%	171
1918	136	88.9%	8	5.2%	9	5.9%	153
1919	110	72.8%	27	17.9%	14	9.3%	151
1920	121	80.1%	24	15.9%	6	1920	151
1921	138	78.0%	31	17.5%	8	1921	177
1922	154	81.9%	19	10.1%	15	8.0%	188
1923	139	79.9%	26	14.9%	9	5.2%	174
1924	174	71.3%	58	23.8%	12	4.9%	244
1925	244	74.4%	82	25.0%	2	0.6%	328
1926	244	73.9%	83	25.2%	3	0.9%	330
1927	232	81.1%	53	18.5%	1	0.3%	286
1928	257	87.7%	35	11.9%	1	0.3%	293
1929	234	77.7%	66	21.9%	1	0.3%	301
1930	226	81.9%	47	17.0%	3	1.1%	276
1931	105	51.7%	93	45.8%	5	2.5%	203
1932	205	61.2%	127	37.9%	3	0.9%	335
1933	182	67.9%	83	31.0%	3	1.1%	268
1934	146	66.7%	70	32.0%	3	1.4%	219
1935	151	45.9%	171	52.0%	7	2.1%	329
1936	134	95.7%	3	2.1%	3	2.1%	140
1937	137	75.7%	42	23.2%	2	1.1%	181
1938	129	65.8%	64	32.7%	3	1.5%	196
1939	164	35.6%	294	63.8%	3	0.7%	461
1940	195	68.9%	82	29.0%	6	2.1%	283

注1：『文部省年報』より作成。

注2：1899年までは、無試験検定は甲種検定、試験検定は乙種検定。

注3：師範卒の数値は、1899年までは甲種検定の合格者数を示し、1900年以降は免許状授与人員を示す。

〈表3〉 小学校教員検定合格者数（尋・本・正/宮城県）

	師範卒		無試験		試験		合計
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	
1895	0	0%	178	89.9%	20	10.1%	198
1896	0	0%	77	50.0%	77	50.0%	154
1897	0	0%	11	15.9%	58	84.1%	69
1898	0	0%	6	11.1%	48	88.9%	54
1899	0	0%	13	10.9%	106	89.1%	119
1900	36	29.0%	16	12.9%	72	58.1%	124
1901	39	22.3%	39	22.3%	97	55.4%	175
1902	37	31.4%	30	25.4%	51	43.2%	118
1903	35	38.9%	20	22.2%	35	38.9%	90
1904	0	0%	32	88.9%	4	11.1%	36
1905	0	0%	17	100.0%	0	0.0%	17
1906	0	0%	39	79.6%	10	20.4%	49
1907	0	0%	26	81.3%	6	18.8%	32
1908	0	0%	20	55.6%	16	44.4%	36
1909	0	0%	15	57.7%	11	42.3%	26
1910	0	0%	6	17.6%	28	82.4%	34
1911	0	0%	17	48.6%	18	51.4%	35
1912	0	0%	30	50.0%	30	50.0%	60
1913	0	0%	15	14.3%	90	85.7%	105
1914	0	0%	15	16.3%	77	83.7%	92
1915	0	0%	39	69.6%	17	30.4%	56
1916	0	0%	2	3.2%	60	96.8%	62
1917	0	0%	3	3.0%	98	97.0%	101
1918	0	0%	24	15.6%	130	84.4%	154
1919	0	0%	12	12.0%	88	88.0%	100
1920	0	0%	7	13.2%	46	86.8%	53
1921	0	0%	27	35.5%	49	64.5%	76
1922	0	0%	52	38.8%	82	61.2%	134
1923	0	0%	29	29.6%	69	70.4%	98
1924	0	0%	36	31.3%	79	68.7%	115
1925	0	0%	90	49.5%	92	50.5%	182
1926	0	0%	62	69.7%	27	30.3%	89
1927	0	0%	57	58.8%	40	41.2%	97
1928	0	0%	78	53.4%	68	46.6%	146
1929	0	0%	16	66.7%	8	33.3%	24
1930	0	0%	62	78.5%	17	21.5%	79
1931	0	0%	83	68.0%	39	32.0%	122
1932	0	0%	32	48.5%	34	51.5%	66
1933	0	0%	29	44.6%	36	55.4%	65
1934	0	0%	4	17.4%	19	82.6%	23
1935	0	0%	83	69.2%	37	30.8%	120
1936	0	0%	10	43.5%	13	56.5%	23
1937	0	0%	75	64.1%	42	35.9%	117
1938	0	0%	21	20.4%	82	79.6%	103
1939	0	0%	226	44.8%	279	55.2%	505
1940	0	0%	151	42.9%	201	57.1%	352

注1：『文部省年報』より作成。

注2：1899年までは、無試験検定は甲種検定、試験検定は乙種検定。

注3：師範卒の数値は、1899年までは甲種検定の合格者数を示し、1900年以降は免許状授与人員を示す。

〈表4〉 正教員配置状況（宮城県）

	学級数 (a)	正教員数 (b)	充足率 (b/a)
1900	2045	1214	59.4%
1901	2276	1385	60.9%
1902	2361	1421	60.2%
1903	2323	1428	61.5%
1904	2055	1336	65.0%
1905	2104	1355	64.4%
1906	2111	1405	66.6%
1907	2162	1412	65.3%
1908	2275	1436	63.1%
1909	2411	1522	63.1%
1910	2512	1656	65.9%
1911	2581	1727	66.9%
1912	2622	1798	68.6%
1913	2590	1866	72.0%
1914	2583	1963	76.0%
1915	2595	1981	76.3%
1916	2628	2023	77.0%
1917	2684	2134	79.5%
1918	2791	2211	79.2%
1919	2849	2236	78.5%
1920	2941	2249	76.5%
1921	3023	2278	75.4%
1922	3085	2350	76.2%
1923	3200	2454	76.7%
1924	3296	2538	77.0%
1925	3362	2678	79.7%

注1：『文部省年報』より作成。

注2：学級数は尋常科と高等科を合わせた数（補習科を除く）。

注3：教員数は尋常と高等の正教員を合わせた数。

のかを明らかにするためには、個別事例の検討の積み重ねという膨大な作業が必要となるからである。それは今後の研究成果に俟たざるを得ない。そこで、この限界を承知しつつも、とくに、中学校・高等女学校の卒業者（同条第3項）の場合と、府県知事がとくに適任と認める者（同条第6項）のうちの正教員の場合を事例として、無試験検定がどのように運用されていたのかの一端を明らかにしてみたい。

まず中学校・高等女学校の卒業者の場合である。いうまでもなくこの検討は、中学校や高等女学校（以下、それぞれ中学、高女と略記）の卒業者が小学校教員免許状を取得しようとする際にどのような方法が用意されていたのかを明らかにすることである。宮城県ではこの点に関して「小学校教員検定内規」<sup>19</sup>を定めて運用していた。この「内規」（資料1）によれば、免許状の取得と上進に関して、つぎのような方法があった

ことが判る。(1)中学・高女の卒業者は無試験によって「小・准」「尋・准」の免許状が取得できたこと、(2)そのうえで、3年間の教職実務経験を積むと「尋・本・正」の免許状が取得できたこと、(3)さらにそのうえに2年間の教職実務経験を積むと「小・本・正」の免許が取得できたこと、である。つまりは、中学・高女の卒業資格とその後の教職経験年数の多寡によって、無試験により上位の免許状を取得できる道が用意されていたのである。もちろん、後述するように、試験検定による免許状取得という方法もあったが、無試験による取得方法も用意されていたことをまずもって確認しておきたい。

資料1：「小学校教員検定内規」（抄録）

第一条 小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一二該当スル者ハ之ヲ合格トス 但シ必要ニ依リ実地視察ヲナスコトアルベシ  
 一 官公私立中学校又ハ修業年限四カ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ全体員数ノ三分ノ一以上ノ成績ヲ以テ卒業シ三カ年以上（女学校卒業者ニシテ小学校教員ニ適スル教育ヲ施ス補習科ヲ修了シタル者ハ満二カ年以上）小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者  
 私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部卒業ノ者亦同シ  
 二 第二条ニヨリ尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ニ合格シニカ年以上小学教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

第二条 尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一二該当スル者ハ之ヲ合格トス 但シ必要ニ依リ実地視察ヲナスコトアルベシ  
 一 官公私立中学校又ハ修業年限四カ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シ三カ年以上（女学校卒業者ニシテ小学校教員ニ適スル教育ヲ施ス補習科ヲ修了シタル者ハ満二カ年以上）小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者  
 二 私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部卒業ノ者

第三条 小学校准教員及尋常小学校准教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一二該当スル者ハ之ヲ合格トス  
 一 官公私立中学校又ハ修業年限四カ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シタル者  
 二 私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部卒業ノ者

（以下、略）

19 「小学校教員検定内規」（1915年7月24日知事決済、男女両師範学校長および郡市長宛送付。）〔宮城県庁文書　学校教職員大05 2-0036〕

20 「小学校教員免許状授与調査標準及報告方ニ關スル件」（普通学務局通牒発普320号、1921年8月13日）〔宮城県庁文書　学校教職員 大10 2-0024〕

つぎに、府県知事がとくに適任と認める者についてある。このうち、とくに正教員については、文部省が従来から「調査標準」なるものを指示して、規制をくわえていた。1921（大正10）年8月に指示された「調査標準」<sup>20</sup>によれば、正教員の免許状取得につぎのような方法があったことが判る。結論だけをさきにいえば、いわゆる基礎免を所有して5箇年以上小学校教員の職にあれば、その間の講習の積み重ねによって、正教員の免許状を取得することが可能であったことが判る。いいかえれば、あえて試験検定を経なくても、講習の累積によって正教員の免許状を取得することが可能だったのである。

「小・本・正」を例に具体的にみてみれば、(1)基礎免として「尋・本・正」あるいは「小・准」の免許状を有して5箇年以上小学校教員の職にあること、(2)師範学校本科に準ずる検定試験科目に関して「補修ノ経歴」があること、この2点をクリアすれば、無試験によって「小・本・正」の免許状を取得することが可能だったのである。「補修ノ経歴」の部分をやや細かくみていくと、それぞれの科目について「最低標準時数」が定められ、それをこえる補修経歴を有することが求められていたこと、その時数は「官公私設ノ講習会」または「学校等ニ於テ学習」した時数でよいとされていたのであった（資料2）。

もちろん、ここで検討したふたつの免許状取得（上進）方法が、前章にあげた無試験検定の数値全体を説明できるものでないことはいうまでもない。しかし、無試験検定という方法が、師範学校以外の学校卒業者の免許状取得に道を開く方法として、また教職経験年数や講習の累積によって免許状を上進する方法として、運用されていたことを知ることができる。

## 資料2 小学校教員免許状授与調査標準及報告方二関スル件（抄録）

## 調査標準

左ノ事項ニ該当シ小学校令施行規則第百八条ノ試験科目及其ノ程度ニ準シ補修ノ経歴アル者

一、尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員免許状受領ノ後五箇年以上小学校ノ教育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

甲、小学校本科正教員  
履歴書  
(中略)

履歴書

(中略)

## 備考

## 履歴書記載上ノ注意

一、取調書甲号ニ添付スヘキ履歴書ノ学業欄中講習ニ闊スル事項ハ尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員免許状受領ノ後ニ於テ小学校本科正教員試験科目及其ノ程度以上ニ依リ補修シタルモノニ限り記載スルコト

取調書甲号

小学校本科正教員

		2. 小准	免既許状得
		1. 尋正	
年ヶ月	以教育後全上 従小狀受領 五年教領		
	30 身修	學科	
	100 育教	補修	ノ時數
	50 漢國		
	30 語英		
	50 史歷		
	50 地理		
	70 算數		
	30 代學		
	30 幾幾		
	50 博物		
	70 約法		
	30 乙字		
	30 圖畫		
	30 工手		
	30 音樂		
	50 操體		
	30 事家		
	乙縫		
	30 農業		
	30 商業		
		職名	
		氏	
		名	
年ヶ月	年齡		

## 記載上ノ注意

- 一、学科補修ノ時数欄ノ数字ハ最低標準時数ヲ示シタルモノニシテ各学科ニツキ該配當標準時数以上ノ補修経歴ヲ有シ習字裁縫ハ乙以上ノ者ヲ合格トスルコト
- 二、学科補修ノ時数ハ官公私設ノ講習会又ハ学校等ニ於テ學習シタル時数ヲ記載シ独修、個人教授通信教授及之二類スル學習時数ハ之ヲ算入スヘカラサレコト
- 三、学力補修ヲ目的トスル学科ノ講習ト各科教授法ノ講習トハ明ニ之ヲ區別シ前者ノ補修時数ハ当該学科ニ後者ハ教育科ノ補修時数ニ参入スルコト
- 四、試験検定ニ依リ某学科ニ闊シ成績佳良ノ証明ヲ授与シアル者ニ在リテハ當該学科目欄ニ「証」ノ字ヲ記載スルコト但シ講習修了ノ結果成績佳良ナル者ニ対シ証明書ヲ授与シタル者ニ在リテハ講習時数並「証」ノ字ヲ記載スルコト

(以下、省略)

## 2. 試験検定

つぎに試験検定をみてみたい。ここでは、1920（大正9）年度の場合を検討することにする。まず実施回数について、小学校令施行規則（第106条）では年1回以上と規定されていたが、宮城県ではこの年度、定期検定2回と臨時検定1回の合計3回実施されていた。臨時検定とは、組織的な教員養成講習会が実施された直後に、講習会主催者の裏請に基づいて、その修了者を対象に「臨時」に実施される試験検定である。宮城県の場合は、後述するように、県教育会による講習会の直後にそれとセットになって実施されていた。こうした規定回数以上の実施は、有資格教員の慢性的不足という理由に基づいた、県当局の現実対処策であったことはいうまでもない。

試験検定の実施過程を詳細にみてみよう。検討するのは同年11月に実施された定期検定の場合である。時間の流れに沿って整理するとつぎのようになる。(1)まず、試験を実施する旨の公示がなされる<sup>21</sup>。資料3に掲げたのはそのうちの「小・本・正」の日時割であるが、基本的には、「小・本・正」「「尋・本・正」「「小・准」「「尋・准」」のすべての免許種別について実施するのが原則だったようである。(2)ついで、試験問題の作成にあたる「臨時委員」（施行規則第99条）が知事によって任命された。この定期検定では、それまでの「前例」に倣って、男女両師範学校長に推薦が求められ、それに基づいて任命されていた。師範学校教員13名、女子師範学校教員6名、合計19名が任命され、これに「常任委員」（施行規則第99条）6名を加えた合計25名が、試

21 告示第628号（1920年11月2日）〔『宮城県報』第793号〕

22 「宮城県庁文書 学校教職員 大10 2-0024」

験問題の作成にあたっていた（資料4）<sup>23</sup>。（3）試験問題は、小学校令施行規則で規定された科目と程度にしたがって、免許種別ごとに、それぞれの科目について作成されていた。「修身」と「教育」について、「小・本・正」の試験問題を示したのが資料5である<sup>24</sup>。（4）この「学科成績合格者」に対して、後日、「実地授業」と「身体検診」を内容とする「実地検定」がなされていた。（5）そして、小学校教員検定委員会で最終的な合否判定がなされ、免許状が授与されることになる<sup>25</sup>。ここで注意しておきたいのは、この実地検定の段階で不合格になった者がいたということである。実際に、「小・本・正」では5名のうち1名が、「尋・准」では17名のうち6名が実地検定で不合格となっていた。不合格の理由が「実地授業」の巧拙によるものなのか「身体検診」の結果によるもののかは確認できないが、ともかく実地検定の段階で不合格者がいたという事実を確認しておきたい。

実施経過は以上のとおりである。もちろん、試験問題を系統的に採集して分析し、免許種別ごとに求められた教科と教職の内容・程度をあきらかにしていくこと、つまり、師範教育との比較検討を踏まえた教員検定の質的分析を行うことは、きわめて重要である。それは今後の研究課題とせざるを得ないが、ここでは、これまでの検討からいえることを2点指摘しておくことにする。

第一は、試験検定において主要な役割を担っていたのが師範学校関係者であったという点である。県当局に設けられた小学校教員検定委員会の「常任委員」に師範学校関係者が入り込んでいたこと、また問題作成にあたった「臨時委員」が師範学校教員によって占められていたことが、このことを端的に示していた。その意味では、試験検定は、師範学校による、対象者を異にした「第二の教員養成」場面であったということもできるのである。

第二は、多くの者が試験検定に挑戦したにもかかわらず、その合格率はけっして芳しいものではなかったという点である。うえに検討した1920（大正9）年11月年の試験検定の合否結果は資料6のとおりである。合格率は、高い種別をとっても、20%強に過ぎない。

23 この年度の試験問題は「宮城県庁文書」のつぎの簿冊に編綴されている。「宮城県庁文書 学校教職員 大10 2-0024」

24 告示第184号（1921年3月16日）

試験検定全体の合格率を年度ごとに一覧化したのが表5である。年度によって違いがあるし、免許種別によつても異なるが、合格率はけっして高くはなかつたといえる。とくに指摘しておきたいことは、とりわけ正教員については、独学や独修だけでは、試験検定によつて免許状を取得することがかなり難しかつたのではないかと推定できることである。

#### 資料3：試験検定日時割（小学校本科正教員）

##### 一、試験日時割

11. 22（月）	裁縫実地	9:00～12:00
	裁縫筆記	13:00～15:30
11. 24（水）	教育	9:00～12:00
	法制経済	13:00～15:00
11. 25（木）	代数幾何	9:00～12:00
	習字	13:00～14:00
	修身	14:10～15:10
	幾何画	15:20～16:50
11. 26（金）	算術	9:00～12:00
	自在画	13:00～14:00
	歴史	14:10～16:00
11. 27（土）	博物	9:00～11:00
	簿記（男）	11:10～12:00
	体操筆記（女）	11:10～12:00
	地理	13:00～15:00
11. 29（月）	物理化学	9:00～12:00
	音楽筆記	13:00～14:00
	音楽実地	14:10～
11. 30（火）	国語漢文	9:00～12:00
	体操筆記（男）	13:00～14:00
	家事（女）	13:00～15:00
	体操実地（男）	14:10～
	体操実地（女）	15:10～

##### 一、実地検査及身体検診ヲ要スル場合ハ追テ告示ス

## 資料4：試験検定・試験問題作成者

小学校本科正教員		尋常小学校本科正教員		尋常小学校准教員	
試験科目	作成者	試験科目	作成者	試験科目	作成者
修身	●伊東 武 (常任)	修身	●伊東 武 (常任)	修身	○柴垣 易義 (常任)
教育(教育ノ理論) (心理及論理) (教育史) (教授法及管理法)	○藤波 国途 (常任) ○藤波 国途 (常任) ○藤波 国途 (常任) ●佐々木口之丞 (常任)	教育(教育学) 教育(教授法及管理法)	○藤波 国途 (常任) ●佐々木口之丞 (常任)	教育	○藤波 国途 (常任) ●佐々木口之丞 (常任)
国語漢文 (講読) 国語漢文 (作文) 国語漢文 (漢文)	(特定できず) (特定できず) (特定できず)	国語 (講読) 国語 (作文) 国語 (習字)	(特定できず) (特定できず) ○宮森 正三郎	国語 (講読) 国語 (作文) 国語 (習字)	(特定できず) (特定できず) ○宮森 正三郎
数学 (算術) (代数幾何) (簿記)	●上野 威 ○野口 秀敏 (常任) ○野口 秀敏 (常任)	算術	○野口 秀敏 (常任)	算術	●上野 威
歴史	○津田 儀作	歴史	○津田 儀作	歴史	○津田 儀作
地理	●栗田 茂治	地理	●栗田 茂治	地理	●栗田 茂治
理科 (物理) (化学)	○岡 健寿 ○岡 健寿 ○渡部 茂	理科 (物化) 理科 (博物)	○岡 健寿 ○渡部 茂	理科 (物化) (博物)	○岡 健寿 ○渡部 茂
博物					
習字	○宮森 正三郎				
図画 (自在画) (幾何画)	○宮森 正三郎 ○宮森 正三郎	図画 (自在画)	○宮森 正三郎		
音楽	○市川 佐左衛門	音楽	○市川 佐左衛門		
体操 (教練) 体操 (筆記)	○中島 豊三郎 ○佐藤 義江	体操 (教練) 体操 (筆記)	○中島 豊三郎 ○佐藤 義江		
法制経済	○津田 儀作				
裁縫	●西方 はるの	裁縫	●西方 はるの		

注1：氏名の前の「○印」は宮城県師範学校教諭であることを、「●印」は宮城県女子師範学校教諭であることを示す。なお、中島豊三郎（体操）だけは宮城県師範学校教員である。

注2：氏名の後の（常任）は、小学校教員検定委員会の「常任委員」であることを、記載のない者は「臨時委員」であることを示す。

## 資料5：試験検定・試験問題（小学校本科正教員）

## 1. 試験科目・程度（小学校令施行規則第108条）

- 「男子ニ在リテハ師範学校男生徒、女子ニ在リテハ師範学校女生徒ニ課スル学科程度ニ準ス」

## 2. 試験問題

- 修身科 一. 現時ノ道徳上ノ主張ニ關シ知ル所ヲ挙ケ之ヲ批判セヨ
- 二. 人格ノ意義及ビ之ガ修養上ノ工夫ヲ述ベヨ

## ・教育科 心理及論理学

- 一. 注意の性質につきて記述せよ
- 二. 概念構成の論理過程を明らかにせよ

## 教育ノ理論

- 一. 教授の目的を論述せよ
- 二. 訓練に関し攻究すべき諸問題を列挙せよ

## 教育史

- 一. 二十世紀に於ける教育思潮の主なるものを挙げ其主張の要点を明らかにせよ
- 二. 左の事項につきて記述せよ

## イ. 心学道話

## ロ. 世界図絵

## 教授法及管理法

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 一. 地理教授上教材ヲ敷衍口加スル要領ヲ述ベヨ |     |
| 二. 日課時間割作成上ノ注意ヲ記セ       |     |
| ・国語漢文 講読・作文・漢文          | (略) |
| ・数学 算術・代数幾何・簿記          | (略) |
| ・歴史                     | (略) |
| ・地理                     | (略) |
| ・理科 物理・化学               | (略) |
| ・博物                     | (略) |
| ・習字                     | (略) |
| ・図画 自在画・幾何画             | (略) |
| ・音楽                     | (略) |
| ・体操 教練・筆記・実地            | (略) |
| ・法制経済                   | (略) |
| ・裁縫                     |     |

小学校教員検定に関する基礎的研究－宮城県を事例として－

〈表5〉 試験検定－出願者数・合格者数（宮城県）

		小・本・正			尋・本・正				小・本・正			尋・本・正			
		男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	
1895	出願者	7	0	7	70	0	70	1918	検定人員	12	5	17	110	69	179
	合格者	2	0	2	20	0	20		合格者	8	1	9	95	35	130
	合格率	28.6%	—	28.6%	28.6%	—	28.6%		合格率	66.7%	20.0%	52.9%	86.4%	50.7%	72.6%
1896	出願者	12	0	12	113	0	113	1919	検定人員	38	1	39	154	79	233
	合格者	1	0	1	77	0	77		合格者	14	0	14	58	30	88
	合格率	8.3%	—	8.3%	68.1%	—	68.1%		合格率	36.8%	0%	35.9%	37.7%	38.0%	37.8%
1897	出願者	13	0	13	117	0	117	1920	検定人員	15	18	33	132	64	196
	合格者	2	0	2	58	0	58		合格者	6	0	6	34	12	46
	合格率	15.4%	—	15.4%	49.6%	—	49.6%		合格率	40.0%	0%	18.2%	25.8%	18.8%	23.5%
1898	出願者	17	0	17	103	4	107	1921	検定人員	28	1	29	162	113	275
	合格者	2	0	2	48	0	48		合格者	8	0	8	40	9	49
	合格率	12%	—	12%	46.6%	0%	44.9%		合格率	28.6%	0%	27.6%	24.7%	8.0%	17.8%
1899	出願者	25	0	25	336	20	356	1922	検定人員	126	7	133	315	94	409
	合格者	2	0	2	100	6	106		合格者	14	1	15	63	19	82
	合格率	8.0%	—	8.0%	30%	30%	30%		合格率	11.1%	14.3%	11.3%	20.0%	20.2%	20.0%
1900	出願者	25	2	27	213	27	240	1923	検定人員	110	9	119	295	89	384
	合格者	1	0	1	61	11	72		合格者	9	0	9	52	17	69
	合格率	4.0%	0%	3.7%	28.6%	40.7%	30.0%		合格率	8.2%	0%	7.6%	17.6%	19.1%	18.0%
1901	出願者	35	1	36	335	23	358	1924	検定人員	89	6	95	276	113	389
	合格者	4	0	4	89	8	97		合格者	10	2	12	53	26	79
	合格率	11.4%	0%	11.1%	26.6%	34.8%	27.1%		合格率	11.2%	33.3%	12.6%	19.2%	23.0%	20.3%
1902	出願者	46	0	46	372	21	393	1925	検定人員	34	2	36	228	129	357
	合格者	3	0	3	49	2	51		合格者	2	0	2	59	33	92
	合格率	6.5%	—	6.5%	13.2%	9.5%	13.0%		合格率	5.9%	0%	5.6%	25.9%	25.6%	25.8%
1903	出願者	40	1	41	324	16	340	1926	検定人員	36	2	38	106	26	132
	合格者	3	0	3	33	2	35		合格者	3	0	3	24	3	27
	合格率	7.5%	0%	7.3%	10.2%	12.5%	10.3%		合格率	8.3%	0%	7.9%	22.6%	11.5%	20.5%
1904	出願者	32	1	33	91	7	98	1927	検定人員	31	2	33	147	45	192
	合格者	0	0	0	3	1	4		合格者	1	0	1	21	19	40
	合格率	0%	0%	0%	3.3%	14.3%	4.1%		合格率	3.2%	0%	3.0%	14.3%	42.2%	20.8%
1905	出願者	0	0	0	22	2	24	1928	検定人員	28	2	30	176	64	240
	合格者	0	0	0	0	0	0		合格者	1	0	1	46	22	68
	合格率	0%	—	0%	0%	0%	0%		合格率	3.6%	0%	3.3%	26.1%	34.4%	28.3%
1906	出願者	17	0	17	57	1	58	1929	検定人員	46	1	47	184	75	259
	合格者	4	0	4	10	0	10		合格者	1	0	1	4	4	8
	合格率	23.5%	—	23.5%	17.5%	0%	17.2%		合格率	2.2%	0%	2.1%	2.2%	5.3%	3.1%
1907	出願者	21	1	22	96	4	100	1930	検定人員	42	1	43	187	38	225
	合格者	6	0	6	3	3	6		合格者	3	0	3	9	8	17
	合格率	28.6%	0%	27.3%	3.1%	75.0%	6.0%		合格率	7.1%	0%	7.0%	4.8%	21.1%	7.6%
1908	出願者	21	1	22	106	1	107	1931	検定人員	41	1	42	135	37	172
	合格者	5	1	6	15	1	16		合格者	5	0	5	14	15	29
	合格率	23.8%	100.0%	27.3%	14.2%	100.0%	15.0%		合格率	12.2%	0%	11.9%	10.4%	40.5%	16.9%
1909	出願者	34	0	34	125	1	126	1932	検定人員	48	0	48	154	49	203
	合格者	3	0	3	11	0	11		合格者	3	0	3	22	12	34
	合格率	8.8%	—	8.8%	8.8%	0%	8.7%		合格率	6.3%	0%	6.3%	14.3%	24.5%	16.7%
1910	検定人員	27	0	27	192	3	195	1933	検定人員	57	2	59	159	48	207
	合格者	3	0	3	28	0	28		合格者	3	0	3	25	11	36
	合格率	11.1%	—	11.1%	14.6%	0%	14.4%		合格率	5.3%	0%	5.1%	15.7%	22.9%	17.4%
1911	検定人員	43	0	43	177	7	184	1934	検定人員	48	3	51	148	42	190
	合格者	8	0	8	18	0	18		合格者	3	0	3	16	3	19
	合格率	18.6%	—	18.6%	10.2%	0%	9.8%		合格率	6.25%	0%	5.88%	10.8%	7.1%	10.0%
1912	検定人員	38	2	40	168	5	173	1935	検定人員	48	3	51	149	47	196
	合格者	4	0	4	28	2	30		合格者	7	0	7	19	18	37
	合格率	10.5%	0%	10.0%	16.7%	40.0%	17.3%		合格率	14.6%	0%	13.7%	12.8%	38.3%	18.9%
1913	検定人員	14	0	14	213	94	307	1936	検定人員	45	0	45	139	49	188
	合格者	2	0	2	23	67	90		合格者	3	0	3	4	9	13
	合格率	14.3%	—	14.3%	10.8%	71.3%	29.3%		合格率	6.7%	—	6.7%	2.9%	18.4%	6.9%
1914	検定人員	14	1	15	334	64	398	1937	検定人員	33	2	35	122	63	185
	合格者	1	0	1	57	20	77		合格者	2	0	2	22	20	42
	合格率	7.1%	0%	6.7%	17.1%	31.3%	19.3%		合格率	6.1%	0%	5.7%	18.0%	31.7%	22.7%
1915	検定人員	26	3	29	147	12	159	1938	検定人員	22	7	29	252	337	589
	合格者	1	0	1	16	1	17		合格者	3	0	3	47	35	82
	合格率	3.8%	0%	3.4%	10.9%	8.3%	10.7%		合格率	13.6%	0%	10.3%	18.7%	10.4%	13.9%
1916	検定人員	15	0	15	250	50	300	1939	検定人員	25	5	30	183	284	467
	合格者	3	0	3	27	33	60		合格者	3	0	3	106	173	279
	合格率	20.0%	—	20.0%	10.8%	66.0%	20.0%		合格率	12.0%	0%	10.0%	57.9%	60.9%	59.7%
1917	検定人員	19	0	19	176	107	283	1940	検定人員	29	3	32	125	230	355
	合格者	4	0	4	69	29	98		合格者	6	0	6	45	156	201
	合格率	21.1%	—	21.1%	39.2%	27.1%	34.6%		合格率	20.7%	0%	18.8%	36.0%	67.8%	56.6%

注 『文部省年報』より作成。

資料6：試験検定合否結果（1920年11月施行）

教員免許種別	検定人員	合格者数	合格率
小・本・正	19	4	21.1%
尋・本・正	27	2	7.4%
尋・准	79	11	13.9%
専・正・裁縫	13	1	7.7%
農業	10	0	0%
家事	2	0	0%
体操	1	0	0%
図画	1	0	0%
計	152	18	11.8%

〔「宮城県庁文書 学校教職員 大10 2-0024」〕

### III. 教員養成講習会の役割

それでは、受験者たちはどのような資格や学修歴をもって教員検定（とりわけ試験検定）に臨んでいったのだろうか。このことを十全に解明するためには、さきにも述べたように、個別的な事例研究の積み重ねが必要であり、今後の研究成果に俟たなければならぬ部分が多い。ただ、受験者の学修歴という点で見逃すことができないのは、教員養成を目的とした各種講習会の役割である。

この時期の講習会は、目的別に大きくとらえれば、教員養成を直接の目的とした講習会と教員の職能向上を目的とした講習会とに分けることができる。前者はさらに、県単位で実施されたものと郡市単位で実施されるものとに分けられ、郡市単位の講習会は開設主体によって公設（郡当局の開催）と私設（郡教育会などの開催）とに分けることが可能である<sup>25</sup>。また、明確に教員養成講習会と銘打たなくとも、特定の教科や主題に絞った講習会が、結果として試験検定準備の意味合いをもつことがあったであろうことも容易に推測される。その他、個人による私設の講習会もあった。この

よう、講習会は目的・内容・開設主体において実に多様であった。そのうちここでは、試験検定に果たした教員講習会の役割を確かめるために、比較的長期にわたって組織的に開催された宮城県教育会による教員養成講習会をとりあげ、検討することにする（資料7）。

この講習会は、1909（明治42）年度から、「尋・准」養成を目的として、終了後に臨時試験検定を実施することを予告して、開始された<sup>26</sup>。対象者は高等小学校卒業者、講習期間は年度によって若干ばらつきがあるものの4～5箇月間、毎週の教授時数が30時間強とされていた。講習科目は「尋・准」の試験検定科目であり、その講師は師範学校教員（一部は中学校教員）が嘱託として担当していた。終了後には、宮城県教育会の裏請にもとづいて臨時の試験検定が用意されていた<sup>27</sup>。講習人員（講習修了者）は、これまた年度によってばらつきがあるものの、たとえば1909（明治42）年度には76名を数えており、これはけっして少い数ではない。毎週30時間強で4～5箇月という講習期間と会場が師範学校（仙台市）であったことを考えると、受講者が仙台市ないしその近郊在住の者に限定されざるを得なかつたのではないかと推測される。のことと、郡部での公設・私設の教員養成講習会の頻繁な開始を併せ考えると、「尋・准」免許状取得を求めるものが多数存在していたことを窺うことができる。終了後の臨時試験検定の合格率は55.6%（1913年度）から35.5%（1909年度）の間である。この間の宮城県全体の「尋・准」の試験検定の合格率が高い年度でも17.7%（1913年度）に過ぎなかったことと比較すると、この臨時試験検定の合格率がきわめて高かったことを知ることができる。いずれにしても、この教員養成講習会が「尋・准」教員輩出に大きな貢献をしていたことは認めなければならない。

25 明治末年の教員養成講習会の例をあげておくとつぎのようなものがあった。①「准教員養成講習会」（登米郡＝公設、1909年7月19日から2箇月間、講習人員90名）、②「准教員養成講習会」（伊具郡教育会＝私設、1909年7月19日から30日間、講習人員30名）③「准教員養成講習会」（刈田郡教育会＝私設、1909年の2箇月間、講習人員30名）〔以上、『明治42年 宮城県統計書』〕、④「准教員養成講習会」（登米郡＝公設、1910年7月22日から31日間、講習人員95名）、⑤「伊具郡教育会尋常小学校准教員養成講習会」（伊具郡教育会＝私設、1910年8月1日から30日間、講習人員29名）、⑥「遠田郡教育会尋常小学校准教員養成講習会」（遠田郡教育会＝私設、1910年8月1日から21日間、講習人員27名）〔以上、『明治43年 宮城県統計書』〕、⑦「尋常小学校准教員養成講習会」（登米郡＝公設、1911年の49日間、講習人員70名）、⑧「伊具郡教育会尋常小学校准教員養成講習会」（伊具郡教育会＝私設、1911年の28日間、講習人員22名）〔以上、『明治44年 宮城県統計書』〕。

26 この講習会は、実際には、前年の1908（明治41）年度から開始されていたようである。宮城県教育会からの県への回報文書によれば、1908年8月1日から3週間、師範学校を会場に開催され、講習員は82名だったという。ただし、この年度は、終了後の臨時試験検定は用意されていなかった。なお、この回報文書は、文部省による教育会の実績調査の照会に対して、宮城県教育会から県に回報された「調書」である（1912年12月17日付）〔「宮城県庁文書 学校 大2 2-0062」〕。

27 上掲の注26の回報調書。

宮城県教育会による教員養成講習会は、1914（大正3）年度からは、「尋・本・正」養成に格上げされる。恐らく、有資格最初級の「尋・准」養成の講習会は郡ないし郡教育会に任せ、郡市教育会の聯合体である県教育会はその任務の重点を「尋・本・正」養成に移していくものと推測される。この推測が妥当だとすると、「尋・本・正」養成は県教育会による講習会が担い、「尋・准」養成は郡ないし郡教育会による講習会が担うという、広い意味での教員養成の役割分担が実態として形成されていったととらえてよいのではないか。

この「尋・本・正」養成講習会は、当初の2年間は夏季休業中に3週間強の期間で開催されたが、1916（大正5）年度以降は期間が50日弱に延長された。対象者は、代用教員・准教員と中等学校卒業者であり、1920（大正9）年度には、代用教員・准教員を対象とした第一部と、とくに中等学校卒業者を対象とした第二部（講習期間2週間弱、講習科目は教育と音楽）とに分けて実施された。講習科目は「尋・本・正」の試験検定科目であり、男女両師範学校教員が嘱託講師としてこれを担当した。

この講習会の受講者数（講習修了者数）も、「尋・准」養成講習会と同じように、けっして少ない数ではない。とりわけ、「尋・本・正」養成の初年度であった1914（大正3）年度には、308名（男242名、女66名）もの受講者が押し寄せていた。その理由は、終了後に臨時試験検定が用意されていたこと、またその試験問題を作成する師範学校教諭が講師を務める試験準備のための講習会であったこと、にあると思われる。ぐわえて、この受講者の多さは、教育社会のなかに、免許状の上進希望者を含めた正教員資格を求める者が多数潜在していたことを物語っていた。

ただし、この講習会終了後に実施された臨時試験検定の合格率も高いとみることはできない。1914（大正3年度）から1916（大正5）年度までの3年間は20%代前半に止まり、その後はやや上昇して1919（大正8）年度まで40%代を維持することになる。もちろん、この間の宮城県全体の「尋・本・正」の試験検定の合格率（1914年19.3%，1919年37.8%）に比べれば、講習会受講者の合格率は相対的に高かったというのは事実

である。しかしそり重要なことは、各年度の試験検定合格者の過半を、この講習会修了者が占めていたことである。たとえば、1914年度では、「尋・本・正」合格者77名のうち66名（85.7%）を、同じように1919年度では88名のうち72名（81.8%）を占めていた。この合格者の内訳（性別や中等学校卒業者であるか否か）をすべての年度にわたって明らかにすることはできないから、断定的なことはいえないにしても、この事実が暗示していることは重要である。つまり、独修や独学だけでは、とりわけ正教員の免許状取得はかなり困難であったことを示していたことである。やや先立つ時期のことではあるが、1907（明治40）年8月の試験検定に立ち会った「委員諸氏」の語るとところによれば、その成績は「頗る遺憾」であったという<sup>28</sup>。

**教育科** 本科は抽象的事項多く、自修困難なるが為か、いづれも不成績なりしが、就中小学校及尋常科正教員受験者が教育史の修養不十分にして（中略）噴飯に堪へざる答案を出したる者少からざりし（中略）一般に受験者の知識の不確実にして、或は知るが如く、或は知らざるが如く、曖昧の答案を出すもの甚だ多きは修養上又深く注意すべきところとす。正教員受験者中には最近出版の二三の教育書を読んで、其意を記述したる者少からざりしが、其答案いづれも只此等の新刊書を一読したりと云ふに止り、毫も之を咀嚼し消化して自己の知識となすに至らずして一知半解の状に止るが如き有様を呈したるは、又頗る遺憾とするところなり。

教員養成講習会はこうした試験検定受験者の成績不振を打開するために開設されたものであったことは間違いないであろう。教員養成講習会の開催は、講習内容や講習期間、そして講師陣の陣容、さらには検定試験の結果からいっても、免許状の取得のみならずその上進に大きな役割を果たしていたのであった。まさしく、教員検定（とりわけ試験検定）は、教員養成講習会の開催なしには有効に機能し得なかったといつても過言ではないのである。

## 資料7：宮城県教育会による教員養成講習会

	1909(明42)	1910(明43)	1911(明44)	1912(明45・大元)
目的	尋常小学校准教員養成	(同左)	(同左)	(同左)
講習期間	1909.7.1~12.19	1910.8.1~12.23	1911.9.11~1912.2.17	1912.10.1~1913.3.20
講習科目	修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、習字、体操	(同左)	(同左)	(同左)
時数	毎週30時間	毎週31時間	(同左)	(同左)
講師	宮城師範学校および第一中学校教諭	(同左)	宮城師範学校および第二中学校教諭	宮城師範学校および東北中学校教諭
対象者(定員)	高等小学校卒業者	(同左)	(同左)	高等小学校卒業若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル男子ニ限ル
会場	元寺小路中教院	宮城県師範学校	(同左)	(同左)
講習修了者	76名	45名	71名	64名
検定合格者	27名	19名	28名	28名
	1913(大2)	1914(大3)	1915(大4)	
目的	尋常小学校准教員養成	正教員養成講習会	尋常小学校正教員養成	(同左)
講習期間	1913.9.15~1914.2.20	1913.4.16~(3ヶ月)	1914.8.1~8.25	1915.8.3~8.25
講習科目	修身、国語、教育、歴史、地理、数学、理科、習字、体操	教育科、体操科、音楽科	修身、国語、教育、歴史、地理、算術、理科、図画、習字、体操	
時数	毎週32時間	毎週32時間		
講師	宮城県師範学校および東北中学校教諭		宮城県(男女)師範学校教諭	
対象者(定員)	高等小学校卒業若シクハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル男子ニ限ル	高等女学校卒業生(98名)	尋常小学校准教員ノ資格ヲ有スル者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル男女	
会場	宮城県師範学校	宮城県女子師範学校	宮城県師範学校・同女子師範学校	
講習修了者	27名		308名(男242名、女66名)	169名(男110名、女59名)
検定合格者	15名		66名(男48名、女18名)	34名(男11名…うち中卒3、女23名…うち高女卒20名)
	1916(大5)	1917(大6)	1918(大7)	1919(大8)
目的	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
講習期間	1916.7.25~9.10	1917.7.25~9.11	1917.7.25~9.11	1915.8.1~9.14
講習科目	修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、体操、音楽、裁縫(女子ニ限ル)		修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、体操、音楽、裁縫(女子ニ限ル)	
時数				
講師	宮城県(男女)師範学校教諭		宮城県(男女)師範学校教諭	
対象者(定員)	代用教員准教員其他中等学校卒業生		代用教員准教員中等学校卒業者及其他等	
会場	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
講習修了者	163名(男93名、女70名)	142名(内訳は不明)	151名(内訳は不明)	175名(内訳は不明)
検定合格者	40名(男10名…うち中卒0、女30名…うち高女卒21名)	64名(内訳は不明)	62名(男27名、女35名)	72名(男45名、女27名)
	1920(大9)			
目的	(同左)			
講習期間	第一部 1920.7.25~9.12 第二部 1920.8.29~9.12			
講習科目	第一部 修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、体操、音楽、裁縫(女子ニ限ル) 第二部 教育、音楽			
時数				
講師	宮城県(男女)師範学校教諭			
対象者(定員)	第一部 代用教員准教員等ノ現職ニアル者又ハ其ノ他相当経験ヲ有シ教員タルニ適当ナル者 第二部 中学校高等女学校卒業者ニ限ル			
会場	(同左)			
講習修了者				
検定合格者				

注1:『宮城県教育会雑誌』(『宮城教育』)の各号の掲載記事より作成。No.155, 166, 172  
No.184, 185, 196, 206, 207, 216, 226, 227, 240, 251, 254, 264, 270, 272の各号。

注2:記事については、とくに講習会開催の広告、県教育会の年次総会での報告を用いた。

注3:表中の記載のない部分は不明を示す。

## 結語

以上、1920代までの小学校教員検定に関する基礎的検討を行ってきた。まだまだ明らかにしなければならないことは多いが、本稿の基礎的検討からいい得ること

とをまとめておきたい。

第一は小学校教員養成における教員検定の占める位置がきわめて高かったことである。免許種別を一切無視すれば、師範学校は3割強の教員を輩出したに過ぎず、残りは教員検定による免許状取得者であったとい

うことである。このことは、教員検定による免許状取得者の存在がなければ、そもそも小学校教育が成り立ちゆかなかつたことを示している。

第二は、正教員の慢性的不足の恒常化という事態が、教員検定の占める位置を高めた理由であり、また教員検定制度の運用を実際に規定していった現実でもあつたということである。教員検定制度は、何よりも、この事態に対処する現実的方策として運用されていたといえる。本稿では、特定の時期を事例的にとりあげて分析しただけで、教員検定制度運用の経年的な変容過程を分析していないので断定的なことはいえない。しかし、この限りなき現実対処策としての位置づけが、教員検定制度を安易な運用に導いていったのではないかという推測を成り立たせるかも知れない。ただし、これは今後の課題である。

第三は、教員検定が、免許状の取得のみならずその上進のための制度としても、運用されていたということである。試験検定による免許状の取得と上進はいうまでもないが、無試験検定においても、教職経験年数による上進や教職経験年数と補修歴の組み合わせによる上進という方法が用意されていたことが、そのことを端的に示していた。このことは、師範教育を経ることなく、多様な経験をもつ者が小学校教員免許状を取得することを可能にし、また多様な者を小学校教員界に呼び込むルートとして機能させ得えたことを意味している。この点に注目すれば、小学校教員への途は、一定の限定つきながら、多様な者に制度的に開かれていたし、実際に多様な者が小学校教員になっていったとする見方を成立させるのではないかと思われる。

第四は、この非師範学校系統の教員養成において、県教育会や郡教育会が大きな役割を果たしていたという点である。県教育会や郡教育会による教員養成講習会は、試験検定の受験準備講習会という性格を明確にもって開催されており、教員検定制度はこの講習会の開催なしには有効に機能し得なかつたことが指摘できる。宮城県教育会は、会長を県知事が、そして役員を県教育界の重鎮が務め、さらに経常費に県費からの補助を仰いでいたものの、法形式上は都市教育会の聯合体としての私的団体であった。この県教育会の講習

会が、師範学校による教員養成講習会<sup>29</sup>が財政上の理由から中止された後に開始されている事実に注目すれば、本来県当局が果たすべきことを私的団体に肩代わりさせていたことを示している。このことを、第一点と重ね合わせて理解すると、こうした私的な行政補助組織の翼賛なしには、公的な小学校教育それ自体が成り立ちゆかなかつたことを意味していた。

第五は、教員検定においてその実質的な役割を担っていたのが師範学校関係者であったという点である。彼／彼女らは、試験検定の問題作成とその評定において教員検定の質を規定し、またそれに先立つ教員養成講習会において講師として講習員の修学内容を規定していったのである。教員養成講習会は教育会という別組織による開催ではあったが、その内実を規定したのは師範学校なのである、その意味では、教員養成講習会とセットになった試験検定というルートは、師範学校による第二の小学校教員養成場面であったということもできるのである。

小学校教員検定の研究は、これまでの教員養成史研究における師範教育偏重というあり方に再検討を迫るものであると同時に、逆に教員の力量や性向の総括を師範教育のあり方とストレートに結びつけて論じる傾向にも修正を迫るものなのである。

付記：本稿は、日本教育学会第63回大会（2004年8月）での発表（井上恵美子・船寄俊雄・菅原亮芳・坂口謙一・疋田祥人・内田徹との共同発表）のうち、筆者が担当した部分に加筆訂正したものである。なお、本稿は、2002～2005年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究－教員検定の主要教科とその受験者たちの様態の分析－」(研究代表者：井上恵美子) の研究成果の一部である。

（平成17年9月30日受理）

29 宮城県師範学校は、1903（明治36）年までは、准教員を対象にした尋常小学校本科正教員養成の夏期講習会を開催していたが、1904（明治37）年度には「経費ノ都合」により中止された〔『明治37年 宮城県統計書』4頁〕。